

意見書

2010年(平成22年)11月22日

委員 影山秀人

1 素案第1「はじめに」について

職員がわきまえておくべき基本的な心構えとして、ソクラテスの言葉を引用しつつ、徳を教えられると思いこんでいる大人こそが、徳とは何かを探求し続けねばならないという謙虚な心構えが不可欠であると述べている。もちろん、いつも上から目線で少年たちに接するのではなく、謙虚な心構えで接していただくことは重要であると思われるが、それだけで十分であるとは思えない。

少年矯正に従事する職員の皆さんには、人権（人の尊厳）に対する正しい理解と被虐待や発達障害等最近の少年の特性等に対する深い理解が求められると考える。

この章の論述では、2頁において「先に触れた心構えをしっかりと養い、保ち続けることができるために」「どのような条件整備が必要とされているであろうか。」と述べられ、職員に謙虚な心構えを持ってもらうために全ての提言が構成され、それにより問題解決がはかられるかのように読めるが、はたしてそれでよいのであろうか。

2 同第4「少年矯正の課題と進むべき方向等」について

- ・6～7頁に①から④の事案の要因（①職員の人権意識の著しい低さ、②幹部職員の監督機能の不全、③周囲の一般職員の黙認・風潮、④不服申立制度の不備）が挙げられているが、なぜこのような要因が生じてしまったのかを更に徹底して分析・検証することが極めて重要である。
- ・ともすると職員による被収容者に対する直接的な人権侵害や不適正処遇に目を奪われがちだが、被収容者同士の暴力・いじめ・事故等も収容施設側が負っている安全配慮義務が尽くされていないために生じると評価されるのであって、これらの防止も重要な課題である。この点は当然のことではあるが、明確にすべきである。
- ・平成21年9月に導入された新たな不服申立制度については、その実効性等が十分に検証されているわけではない。制度導入にあたり、日本国内で先行している刑事施設での不服申立制度の運用状況や運用上の工夫、あるいは諸外国の

少年矯正の現場で取り入れられている制度やその運用状況について適切な資料を用意して十分な検討を行うべきではないか。

3 同第5「具体的提言」について

(1) 「適正な処遇の展開」についての中の不服申立てについて

- ・院長は定期的に被収容者にアンケートをするなど被収容者の不服の把握に努める努力義務を負うこととするなど、院長申立制度を一層充実するのであれば、これを院長の権限ではなく責務に変えるべきである（16頁）
- ・少年は自ら被害を申告しづらいことをふまえ、申告は口頭でもよく、希望すれば法定代理人や弁護士代理人による申告もできることとする。法定代理人には独自の申立権があるとするのも十分に考慮に値する。また、第三者機関視察機関が不服を把握した場合も、本人の意思を確認した上で不服の申告として扱えるなどの重層的な制度を考えるべきである。
- ・少年院における不服申立ての窓口を一本化することはよいとしても、そのインテーク（緊急案件か否かの振分けも含めて）の公正さ、適切さを担保する手段を検討すべきである。
- ・在院者同士の暴力、いじめ、事故等についても、不服申立制度のルートに乗せ、少年院の外部に対して訴えることができるようすべきであり、とりわけこの種の申立てに対しては迅速な対応を確保すべきである。
- ・再審査制度を設けることは不可欠であり、再審査手続きにおける第三者審議機関を設置する。
- ・裁決の結果の通知では少年である被収容者に分かりやすく納得のいく丁寧な説明を行うよう努める。

(2) 「人材の確保・育成」について

- ・少年鑑別所では、人的に家裁への護送に対応しきれないとして、少年審判期日が限定されてしまう現実がある。家裁からの護送の要請に柔軟に対応できるような人的体制を整えるべきである。
- ・研修、研究発表などはできるだけ業務の一部に位置づけて積極的に取り組むべきである。

(3) 「法的基盤」について

- ・弁護士の面会は「可能な範囲」ではなく原則として無立会とすべき。
①被収容者は、プライバシーを保たれた状態で支援や助言を受けられる権利が保障されるべきであり（子どもも含めた市民が弁護士に公権力の監視のない場で相談できるのは当然である）、②少年司法手続きに限らず一般民事や家事の法的手続きであるとか、施設での権利侵害についての不服申立ての機

会の実質的保障がなされるべきである。

- ・手紙の不交付に対しては不服申立てを実質的に可能とすべき。（出院後の不服申立てが可能となればそれで足りるか）
- ・遵守事項の中に、在院者間の会話を原則禁止にするような内容が含まれるのであれば、その是非については十分に検討が必要である。

以上